

## 神奈川県科学技術会議設置要綱

(目的)

第1条 神奈川県における科学技術の振興を図り、県民生活の質的向上と地域経済の発展に資するため、神奈川県科学技術会議（以下「科学技術会議」という。）を設置する。

(意見聴取事項)

第2条 科学技術会議は、次に掲げる事項について、意見を聴取し必要に応じて知事に提言を行う。

- (1) 科学技術に関する基本的かつ総合的な政策に関すること。
- (2) 県の行う重要な研究開発に関すること。
- (3) 県試験研究機関の活性化に関すること。
- (4) その他科学技術の振興に必要な重要事項に関すること。

(構成)

第3条 科学技術会議は、委員15人以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が就任を依頼する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第4条 科学技術会議に座長及び副座長各1人を置く。

- 2 座長は、科学技術会議の委員（以下「委員」という。）が互選し、副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 3 座長は、会務を総理し、科学技術会議を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 科学技術会議の会議は、知事が招集する。

- 2 会議内においては、座長が議長となる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会)

第6条 科学技術会議に、委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、科学技術会議が必要と認めた専門的事項等について、調査検討を行う。

(部会)

第7条 委員会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員会において決定された基本方針に基づき、又は自主的に、当該科学技術分野の振興方策等について調査検討を行う。
- 3 部長は、部会における意見聴取の経過等について、必要の都度委員会に報告する。

(準用規定)

第8条 委員会及び部会の構成、役員及び会議については、第3条から第5条までの規定を準用する。この場合において、各条項中「科学技術会議」とあるのは「委員会」又は「部会」と、「座長」とあるのは「委員長」又は「部会長」と、「委員」とあるのは「委員会に属する委員」又は「部会に属する委員」と、「出席委員」とあるのは「出席した委員会に属する委員」又は「出席した部会に属する委員」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会の委員長は、科学技術会議の委員をもって充てるものとし、部会長は、委員会の委員を兼ねるものとする。

(意見聴取の依頼)

第9条 科学技術会議、委員会及び部会は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、県職員その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(資料提出等の依頼)

第10条 科学技術会議、委員会及び部会は、その任務を行うために必要があると認めるときは、関係行政機関、その他の関係団体等に対して資料の提出若しくは説明又は調査を依頼することができる。

(庶務)

第11条 科学技術会議及び委員会の庶務は、政策局政策部総合政策課において処理する。

2 部会の庶務は、政策局政策部総合政策課及び関係部局において処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、科学技術会議の運営等に関し必要な事項は、座長が科学技術会議において委員に意見を求めて定める。

附 則

1 この要綱は、昭和63年6月15日から施行する。

2 神奈川県科学技術政策委員会設置要綱（昭和61年7月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月3日から施行する。